

## イギリス中世史の研究視点を求めて

—M.T.Clanchyの近作を中心に—

富 沢 靈 岸

一九世紀は歴史学が学問として発展して来る世紀であった。イギリスにおいても、一九世紀中頃のいわゆるオックスブリッジ改革を機会に、大学が聖職者養成機関という旧套を脱ぎ捨て、面目を一新して学問研究を進めることとなったが、歴史学もその頃から合理的科学的な学問を目指して発展するようになった。オックスフォード大学におけるW・スタップズの就任（一八六六年）。ケンブリッジ大学におけるJ・シーリーの就任（一八六九年）がその画期を示すといわれる。<sup>①</sup>

丁度その頃イギリスはヴィクトリア時代の大英帝国の繁栄を謳歌していたが、歴史学の上でも、大英帝国の繁栄をもたらした国内的基礎として、イギリス議会制の発展が注目され、その長く輝かしい歴史が近代民主政治発展のサンプルとして讃美され、また、早熟的な市民革命を経て名誉革命をなすとげ、諸列強の先頭を切って産業革命を経験したイギリス

近代化の歴史が、近代資本主義発展のサンプルとしてとり上げられるようになった。わが国においても敗戦後日本の近代化が叫ばれていた時に、島国日本の範となる国として、とくに近代化の先頭を切った国としてイギリスが注目され、大塚史学によるその所以の見事な分析と相俟って、イギリス近代化の歴史が戦後歴史学界に非常なブームをよぶこととなった。ところがそうしたイギリスの輝かしい歴史的成果は、一九世紀ナショナリズムの風潮に影響されて、そのすべてがアングロ・サクソン民族の優秀性に帰せられることが多く、ヨーロッパ大陸からする影響もすべてがイギリスの中にとりこまれて、アングロ・サクソン時代以来の、いわば連綿たる一国的発展の中で、単線的発展の中でとらえられ勝ちであった。われわれはそのサンプルを J.R.Green, *Short History of the English People*, 1874. & W.Stubbs, *The Constitutional*

*History of England*, 3 Vols., 1873. に見ることが出来る。

もつともこうした一国史的叙述の傾向は、イギリスに限らず当時一般に見られる傾向であった。ここに紹介しようとする M・T・クランチーは、初期中世の西ヨーロッパ統合という偉業を果したカール大帝（シャルルマーニユ）がドイツ史に含められるべきかフランス史に含められるべきかが問題となつたように、中世の事実が一九世紀の国民国家のあり方としばしば齟齬を来すことがあり、*Monumenta Germaniae Historica* (1826) と *Recueil des Historiens des Gaules et de la France* (1738) の両国の史料集に互いの合意の下で、しばしば勝手に同じ史料をプリントするという史料の重複の問題につき当らざるをえなかつたといつている。互いに歴史的偉業を自国のものとして誇示しようとするナショナリズムの衝突とその妥協の表われであつたといえる。

ともあれ、イギリス史が示す輝かしい近代民主主義的發展を強調し、それをアングロ・サクソン時代以来の發展に帰せしめようとする一九世紀イギリス史学にもやはり誇張と偏見が含まれていた。その最たるものは、さきにもふれた近代民主主義的發展を象徴するイギリスの議會制について、その起源をマグナ・カルタに求め、さらにその源流をアングロ・サクソン時代の賢人会議 *witenagemot* に見ようとする傾向である。今日は、その点が正当に見直されており、わが国においても、マグナ・カルタにみられる貴族制的特徴が城戸毅氏<sup>⑤</sup>

森岡敬一郎氏<sup>⑥</sup>によつて指摘され、また一七世紀市民革命期以後における、就中一九世紀におけるマグナ・カルタ神話化の興味深い分析が小山貞夫氏<sup>⑦</sup>によつて試みられており、さらにまた、こうした民主主義的偏見を生んだ一九世紀イギリス社会については、村岡健次氏がその地主的性格を鋭く分析されている。<sup>⑧</sup>

またイギリス史の諸制度の輝やかしい發展をアングロ・サクソン時代以来の連綿たる發展の所産と見るいわゆる一国史的偏見も、今日、見直されている。ここに紹介する M・T・クランチーの著作 “*England and its Rulers, 1066-1272*.” Oxford, 1983. も実はそうした観点から一一〜三世紀のいわゆるイギリスの中世盛期の実態を洗い直そうとする野心作である。しかしこうした観点は決して新しいものとはいえない。John le Patourel, *Plantagenet Dominion, History*, 1965.

は、ノルマン征服後のイギリス史を大陸史との関連から見直そうという視点を提供したのとして注目され、その所説はわが国にも逸早く佐藤伊久男氏によつて紹介されている。また佐藤氏自身「イギリス封建制の発達過程における政治的権力構造——第一部、属領的支配体制段階の基本的特徴——」（『史学雑誌』七四編四号）において、イングラントをノルマン王朝、アンジュー王朝の属領と見る見解の片鱗を示しておられたこともその点で注目されるし、最近では青山吉信氏がその編著『実像のイギリス』（有斐閣選書、昭59）の序章、2、

「複合民族国家イギリス」においても、従来のイギリス史が一國史的偏見に陥っていたことを指摘しておられる。

筆者自身も近時アンジュー時代に関心をもち、若干の試論を試みたが、この時代はイギリス史という範疇におさまり切らない時代で、ヘンリー二世がたえず大陸領を飛びまわっていたこと、リチャード一世の如きは一〇年間の治世中イギリスにいた期間が通算して六か月にすぎなかつたことを思うだけでも、イギリス一國史的観点からこの時代を理解することは不可能であることを痛感させられている。筆者はグラスゴー大学のM・T・克蘭チーについては、マグナ・カルタに關してアンジュー集権体制を強調した野心的な論述“*Magna Carta, clause 34. English Historical Review, 1964.*”に大きな関心を持ったことがあるが、克蘭チーが問題の一一―三世紀を通過してどういう見通しを与えようとしているかに大きな関心を寄せていた。彼が、本書三四頁において、「今やイギリス中世史料への（研究者の）態度は交つて来た。中世という過去は、スタップズが見ようとしたようなイン格蘭ドの帝國的使命を正当化し、イギリス諸制度の固有性を誇示するなどという重い使命を持たなくなっている。……この本では、イン格蘭ドの支配者たちが大陸からの権力や理念の動きに大きく影響されていたことを強調したい。」と論じているが、氏のこの言葉が何よりも雄弁に本書の内容と意図とを物語っている。そしてその第一章「中世ヨーロッパにおけ

るイン格蘭ドの地位」というタイトルも、イギリス史の一國史的理解を反省しようとする恰好のタイトルである。以下に、本書の内容とそこに提示されている興味深い研究視点を紹介することとしたい。

まず冒頭の第一章で、本書が扱う一〇六六年―一二七二年の時期は外国人、異民族の支配がおこなわれていた時期であることを強調するが、しかし外国人、異民族がイン格蘭ド王となつたのは一〇六六年のノルマン征服が始めてではなく、すでにクヌート王（一〇一六―一〇三五）がイン格蘭ド王となつてその後ハロルド一世、ハーザクヌート王の二代のデーン人が立つたことが注意され、さらにハーザクヌート王の後、エゼルレッド二世の子エドワード懺悔王（一〇四二―一〇六六）が三〇年ぶりにアングロ・サクソンのセルディック王朝を復活させたが、そのエドワード懺悔王も、一〇一三年にデーン人の侵入をさせて父に連れられて母エマの里ノルマンディーに亡命して以来ずっとノルマンディーにあり、イン格蘭ド王になつたのは四〇才近い頃であつたという事情からも考えられるように、ノルマン人を要職につけてしきりにノルマンの政策をとり、そのためにイギリス人貴族ゴドウィンの反乱を招いたが、外国人的、異民族的な肌合いの持主であつた点が注目されている。われわれは、後継子に恵まれなかつた懺悔王がイギリス王位をノルマンディー公ウイリアムに伝えよう

としたこと、もし国家主義的見地に立つと売国奴的ともいふべき後継約束をしたことも思い起こさせられるが、ノルマン征服以前から外国人、異民族王朝を載くという下地があつたこと、ノルマン征服以前から外国人、異民族との接触が緊密であつたことが、一世紀イングランド理解に重要であると思われる。そしてその後一三世紀の中頃に大陸外交に現を抜かして国内を顧みようとしなかつたヘンリー三世に対して、イギリス貴族たちがフランス王、ローマ教皇に働きかけて一二五九年パリ条約を結んでヘンリー三世の関心をイギリス国内に向けようとしたが、このパリ条約を転換点としてイギリス人のアイデンティティ意識が高まり、ようやくイギリスがヨーロッパ大陸から離れるようになると把えている。本書はその間の外国人、異民族王朝のイングランド支配の盛期を取扱つたものである。

しかしその間、イギリス人のアイデンティティ意識がなかつた訳ではない。一二五九年のパリ条約を俟つまでもなく、一〇世紀アングロ・サクソンの統一がなされて以来、イギリス人のアイデンティティ意識は大きな底流としてあり、ノルマン征服後もアングロ・サクソン年代記が記録されつづけたこともさることながら、その一一〇七年の条にフランス人支配の四一年と算えられていることもイギリス人のアイデンティティ意識が強かつたことを裏書きするものである。しかしイギリス人のアイデンティティ意識、王国の unity 統合理

念はあくまで底流としてあるものであり、実は当時はそうした考えは古い考えであるとされていた。⑧ 当時は地方貴族やナイトの独立的な支配特権が尊重され、また聖職者たちの(俗界支配から分立しようとする)免除特権が尊重される時代で、民族的統合よりも、独立、分立への志向が時流となつていく時代であつた。またイングランドが世界の外縁にあるという当時の世界観の影響をうけて、そのイングランドの王家をトロイ、ローマに結びつけようとして壮大な構想を展開したジェフリ・オブ・マンマスの『イングランド列王伝』に見られるように、イングランドの王たちはイングランド一国にとどまらずしきりに中央に出ようとしていた。リチャード一世の十字軍への参加も、キリスト教信仰とは別にそうした角度からも検討されるべきであるとされる。⑨ ともかくイギリスの民族的統合は、民族国家内の地域的なローカルな低い次元で、また民族を超えたインタナショナルな高い次元においても否定されていた時代であり、民族的統合、民族の同族意識は過去の古い考えとされてきた時代であつたのである。

しかし著者クランチーは、外国人支配を強調して徒らにイギリスの民族的アイデンティティをぼかそうとしたり、あるいはそれを否定したりする積りはない。逆に底流としてあつたイギリスの民族的アイデンティティの当時の実態をありのままに把握しようという意図を秘めていることを断つておかねばならない。

その後本書は第二章以下第一章までを三部に分けている。章別に紹介することは余りに煩雑でかつ焦点もぼやけるので、大きく三部、すなわちノルマン時代、アンジュー時代、ポルトゥー人のリードする時代に分けて、筆者の卑見をも交えながら解説してゆきたい。

第一部ノルマン時代(一〇六六—一三三五)でイングランドの外国人、異民族による支配が定着したことを示すが、ノルマン征服当初はイギリス人が、野性的なノルマン人と接触して反ノルマン的感情を強く持たされ、比較的保守的な修道院では、ピーターバラ修道院のように征服王に敵意を持ちつづけ、サクソン庶民の間にも、ノルマン人を殺害した者が英雄視されるという、偏狭なサクソン民族意識もあつたことが注目されるが、一二世紀に入ると両民族の融合が進み、英語もフランス語、ラテン語の影響をうけて語彙をふやしてかえって発展してくるようになったという見通しが与えられている。しかしやはり外国人、異民族の支配はきびしいものがあり、俗界においてはウィリアム二世時代の *Ranulf Flambard*、ヘンリー一世時代の *Roger of Salisbury* のようなノルマンディー出身の有能な大臣が起用されて、きびしい統治ときびしい徴発、きびしい刑を執行してゆく。とくにヘンリー一世は、*John of Salisbury* がよんだように“*Lion of Justice*”とよばれる程に厳格に法、秩序を維持せしめた王であったが、

それだけに、この時期には中央集権制が徹底し、*Chancery* 大法院(尚書部)、*Exchequer* 財務府の発展にみられるように国政の実が上り、その後のイングランド中世国制の基礎が出来上る時期となった。

また聖界においても、カンタベリ大司教ランフランクにより多くの外国人司教が入れられ、司教のノルマン人化が進行した。しかも一二世紀の教会法の進展とともに、聖職者は民衆からかけ離れた特権によって自己を防衛する存在となり、教会特権が進行してくる。ランフランク時代は教会特権と国王権との両立が考慮されたが、つぎのアンセルムのカンタベリ大司教時代にはその教会特権については国王権とも衝突するに到るが、ともかく聖界においてもノルマン人化と、教会の支配、その特権化が成長し、ノルマン人のイギリス人支配が進行して来る。*William of Malmesbury* は、イギリス人は聖界においても俗界においても出世出来なくなったことを嘆いているが、ノルマン時代において外国人、異民族支配が定着して来たことをよく象徴するサクソン人の嘆きであるといえる。

ノルマン時代のイングランドは、この *William of Malmesbury* の嘆きに象徴されているように、ノルマン人とさう異民族が王朝を立て、貴族層を構成して、サクソン人である一般庶民を支配統治していた時代であった。ノルマン時代のイングランドは、一般庶民層のサクソン人的見解だけでは

理解しかねるものがあるが、また王朝、貴族層を占めたノルマン人的見解だから理解することも一方的であるというをしりを免がれない。サクソンの庶民的感觉とノルマン的支配者的感觉との両者を勘案する必要がある。克蘭チーがサクソン人（イギリス人）的一国史的理解の非を強調する所以がここにあるといえる。しかし克蘭チーは、この時代の理解についてさらにもう一つの、もっと広いヨーロッパ的要素をとり入れようとする。

すなわちこのノルマン時代は、征服後大陸の封建制が導入されてイングランドに本格的な封建制が確立して来る時代であった。しかし著者はその点について、J・ラウンド、S・M・ステントンのようにノルマン的封建制の導入という狭い見解をとらない。著者はM・ブロックを引用して、封建社会とは、従属農民、賦役保有、戦士層の優越、服従と保護の関係、それらの上に家族と国家が構成されていた社会であると広くゆるやかに規定し、一二世紀の過程の中で、そうした封建制が厳密に定義され、記録化、文書化され、routine化されてくることを強調し、それは、一二世紀ルネサンスの所産であると考え、著者によれば、ノルマン時代のイングランドにおける封建制は、単にノルマン人によつてもたらされたものではなく、一一―一二世紀に展開した西ヨーロッパ・ルネサンスの一つの所産である故に、一二世紀のノルマン征服から一二世紀にかけてイギリス封建制がナイル的英雄時代

（古拙時代）から、諸法令、条例によつて封建制が厳密に規定されて発展する時代に到るといふ風に、その展開過程が重視され、それを一二世紀ヨーロッパ史の中で把えようとする。イギリス封建制に関する著者の卓見として注目される。

第二部アンジュー時代（一二三五―一九八）においては、普通ノルマン時代に含めて考えられるステイヴン王時代（一二三五―一五四）がアンジュー時代に含められていることが気になるが、著者はその根拠を示していない。あるいはヘンリー二世が、ステイヴン王時代の内乱をいろいろな意味で克服して出て来たことを示すだけのものであるかも知れない。

ところでこのヘンリー二世は、父からアンジュー、ノルマンディーをうけ、妻イリーナーからアキテーヌをうけ、母マティルダの血統権を主張してイングランドを併せて、フランス西半分とイングランドを支配するいわゆるアンジュー帝国を形成することとなるが、著者克蘭チーは、このアンジュー帝国という呼称は、恰もヘンリー二世が一つの集権的帝国を統治したように想わせる呼称であつて、ヘンリー二世の支配の実態とかけ離れていること、ヘンリー二世はその支配地を一つのものとして支配したのではなく、それぞれの地をただ血統と貪慾によつて自分に結びつけていたところ、つぎはぎざされていた帝国というのが実態であつたこと、反乱とフランス側の攻撃によつて崩壊させられるきわめてこわれ易い帝

国であったことを強調している。<sup>⑧</sup>

しかもヘンリー二世自身は余りアンジューを称しなかった。自分の母マティルダは Empress であり、自分はその子 Fitz Empress であると称することが多かった。だから彼の王廷には、アンジューだけでなく、イギリス、ノルマンディー、アキテーヌといろいろな要素が入っており、きわめて国際的な性格をとったといわれる。これはヘンリー二世時代を旨くいい当てたもので、この国際色こそが彼の時代の特色であったことは、パリで学んだイギリス人 John of Salisbury がシャルトル司教となり、同じイギリス人の Nicholas Breakspear がローマ教皇 Adrian IV (一一五四—九) となり、ペンブルック伯 William the Marshal が、フランス的騎士理念をもつて、後にはフランス王フィリップ二世を liege lord としながらジョン王にも忠誠に仕えて何の不思議とも思われず、かえって騎士中の騎士としてイギリスは勿論フランスからも尊敬されていたことなどにも端的に現われている。この時代は国境を意識しない国際的な時代であり、この国際的な視点を欠落しては到底アンジュー時代を理解することが出来ないといわねばならない。

そしてそうした国際的な、いわゆるアンジュー帝国をつないでいたのは、ヘンリー二世、リチャード一世ら君主の恣意であり、君主の怒りを怖れる人びとの気持である。これがアンジュー帝国統治の要であつたと克蘭チーは考える。ここ

で筆者は、当時の統治について、君主の怒りにふれまいと人びとがしきりに王のパトロネジに連がろうと努めていたことを想起させられる。またヘンリー二世も、よく人びとの忠誠をつなぎとめることが出来た。彼はヘンリー一世の善政の回復をスローガンとして、またそれを着々実行にうつした。また治世の大部分の間イングランドを留守にしたりチャード一世時代も、イングランドにおいては、Hubert Walter のおかげで行政を強化発展せしめることが出来たといわれる。こうしたヘンリー二世を初めとするアンジュー王朝の強力な統治は、何人も王令なしに領主法廷で答弁する義務はない。(Ranulf Glanville に帰せられる法書) とか、王はすべての人に関する唯一の裁判権者である。(一一六六年のクラレンドン条例) という統治原則にみられるが、それはヘンリー一世の法の原則を踏襲したものであつて別段新しい原則を打出したのではない。<sup>⑨</sup>ヘンリー二世は、ヘンリー一世、さらには征服王の統治の原則を踏襲して、ただそれを強力に実行に移しただけである。克蘭チーは触れていないが、同じことは彼の他の大陸所領の経営についてもいえるのではないだろうか。

著者はここでまた封建制の問題をとり上げるが、ヘンリー二世らの如上の強力な統治体制は決して封建制に抵触するものではなかった。彼の統治はあくまで封建的ハイアラキーの中にあるものであつた点が強調される。<sup>⑩</sup>しかしその素晴らしい統治は実はヘンリー二世自身の法才能から発したものと

は思われぬ。彼は、ベケット論争に際して一一六六年の改革を、ヘンリー王子の反乱に会つて一一七六年の改革を思いつき、<sup>⑧</sup> いわば泥縄式の改革を試みたにすぎなかつた。そしてここで強調されるべきことは、王の命令を実施しうる立派な官僚体制が出来上つていたことであり、その官僚制のおかげで、自由人ならば料金さえ払えば国王の介入を求めることが可能となつたことである。<sup>⑨</sup> しかもそうした官僚体制は、封建的慣行を文書記録化し、王令を文書によつて權威づけるとともに、それを正確に規則正しく実施してゆくことを通じて形成されてくるものでもあり、それは、さきにも述べたように一二世紀ルネサンスに発源するものであつたと考える。かくして著者克蘭チーは、イギリスコモンローについて、ノルマンの強力な統治体制に帰するだけでなく、一二世紀ルネサンスに発源する官僚制と官僚たちによる文書記録との発展に負うところが大であると考え、それは、ある偉大なる個人（ヘンリー二世とかグランヴィル）、ある国民性（ノルマン人）の所産でなく、一二世紀ルネサンスに表現される中世西欧文化の最盛期の所産であるとする。そして一二世紀ルネサンスをサー・R・サザンがフランス文化を中心としたものとするのを批判して、克蘭チーがその國際的性格を強調している点も注目される。

しかし、アンジュー時代におけるイギリスコモンローの発展を、彼のいうアンジュー的國際性に帰し、國際的な一二世

紀ルネサンスの所産、すなわち中世西欧文化の最盛期の所産とする点の一つの見識であると思われるが、それでは、何故そうした現象が他のフランスやドイツの地に見られなかつたのか。何故イギリスのみに見られたのか。そういった疑問が残らざるを得ない。ドイツ、イタリアは別としてフランス諸地域においても同様な法慣行の統一を志向する動きがあつたことの論証が期待されるが、しかしやはり、ノルマン、アンジューの外国人支配が強力におこなわれていたイングランドにおいては、それが理想的に展開される基盤があつたのではなからうか。その点で、D・C・ダグラスが、M・ブロックを引用して、シチリアとイングランドにおけるノルマン国家において、すなわち封建制が外国人によつて移植された所において、封建制が理想的におこなわれたと指摘したことが、なお重みをもつていふように思われる。

第三部ポアトゥー人支配の時代においては、ジョン王、ヘンリー三世時代においても依然として外国との關係が続くことが力説される。一二〇四年におけるジョン王のノルマンディー喪失は、ジョン王の動きを、ひいてはイギリスをイギリス一國にとじこめる事件であつたことは確かである。しかしジョン王の危機がロアール川南のポアトゥー地方から發したように、ノルマンディー喪失後もジョン王は、相変わらず南西フランスのアキテーヌ地方を拠点としてフランス王に攻撃を

かけ、ポアトウー地方との接触を維持しようとしていたこと、つまりノルマンディー喪失後もジョン王は大陸との關係を維持していたことを力説する。そしてマグナ・カルタについても、二五人委員会の至上権と王国共同体意識の芽生えなど注目すべきユニークな文書であることは当然であるが、ローマ教皇によるマグナ・カルタ否認がジョン王にとって有力な切札となり、マグナ・カルタは、政府がそのコピーをも残さぬ代物となっていたことが強調されて、教皇による否認、さらにいえば国際外交の上からマグナ・カルタ問題を見ようとする意図を強く打出している点も興味深い。

ジョン王の末年、マグナ・カルタ確認をめぐる内乱の中でフランスのルイ王子が渡英し、フランスの再度の征服かと懸念されたが、ジョン王の死後、確固たるナイト的信念をもってジョン王に仕えていた *William the Marshal* がその識見を買われて摂政となり、幼少のヘンリー三世を護持してゆくこととなる。まさにフランス王フィリップ二世を *Ieige Lord* としていた彼の気持には複雑なものがあつたろうが、恐らくいたいけないヘンリー三世への同情から決断したものと思われる。果してジョン王という攻撃目標を失った貴族の中にはヘンリー三世支持にまわるものが多く、何よりもローマ教皇の支持があつたことは、ヘンリー三世と *William the Marshal* にとって有利であつた。しかし *William the Marshal* は決してイギリスの民族主義的な考えで行動してはなかつたこと

は、彼が死に臨んで王国を教皇に托そうとしていたことからも窺える。クランチーは、*William* はナイトとして国家の境域をこえた存在であり、その意味でその時代の理想的人間像を象徴していたと評価している。

ヘンリー三世の幼少時代は、イングランドがポアトウー人やローマ教皇に托されて、将来のヘンリー三世の外国人寵愛と専制独裁の途を準備した時期であつたとも理解出来るが、しかしまたマグナ・カルタ確認がくり返されて、支配者貴族層の間に同意と協定をとり結んでゆく慣行が出来た時代とも理解することが出来る。とくにクランチーは、官僚たちが幼少の国王の利害を文書記録の上で忠実に守り通した点を高く評価しているのが注目される。

その後、長じたヘンリー三世は漸く自らの統治意慾を顕わし初め、大陸外交を積極的に進めようという意図から、大陸外交の経験の深いポアトウー貴族 *Peter des Roches* (ウィンチェスター司教) を復活させた(一二三二年のクーデター)。ところがそのために、宮廷派ポアトウー貴族に対して在野のイギリス貴族たちが抵抗しペンブルック伯 *Richard the Marshal* の反抗を招いた。その結果ヘンリー三世は、一二三四年には *Peter des Roches* 派解任に追い込まれたが、しかしヘンリー三世の大陸外交政策はやまず、イギリスの財力でフランスを制圧しようとし、一二三六年フランス王妃の妹に當る *Eleanor of Provence* と結婚してフランス王と肩を比べようとして

し、Eleanor の姻戚プロヴァンス人、サヴォア人を役職に重用してイタリア、シチリアに働きかけ、一二四七年には母 Isabella of Angoulême の再婚後の子（つまりヘンリー三世の義兄弟）を寵愛してイギリスに裕福な所領を与えて王権至上主義を確信して独裁専制し、貴族不信、外国人寵愛と大陸外交への傾倒を強めて来る。その結果、イギリスの貴族および教会の猛烈な反対に会い、結局一二五九年のパリ条約によって大陸外交政策を断念させられることとなった。

その前後から、ヘンリー三世の外国人寵愛と大陸外交への傾倒を批判するシモン・ド・モンフォールたちが在野貴族の反抗が目立ち、その反抗は、勢いイギリス国家意識を顕在化せしめて来る。さきにもふれたように、ノルマン征服後もイギリス民族意識の伏線は根強い底流としてあったが、ジョン時代末のフランス王子ルイの侵攻、ヘンリー三世の外国人寵愛、ヘンリー三世のシチリア外交を利用したローマ教皇の（イギリス教会への）介入と徴発などという外国からの刺戟と、ヘンリー三世のイギリスの内政、在野貴族を無視した傲慢な態度とが起爆剤となって、一二五八―六五年の貴族の内乱中にイングラント王国共同体意識が高まってくる。シモンらの貴族の内乱は、結局 Hugh Bigod との乖離に象徴される仲間割れと寡頭政への傾斜のために壊滅するが、その後、イングラント王国共同体意識とそれを象徴する庶民院議会が発展して来る。そしてそうしたイングラント王国共同体理念の下

に、イギリスは大陸から離れてイギリス国民国家の形成に立ち向うこととなってゆく。

ヘンリー三世は外国人を寵愛し大陸外交に傾倒した。しかし彼はまたアングロ・サクソンの過去を追慕し、イギリス王朝の中心としてのウェストミンスター修道院を宏荘にしてアングロ・サクソン期最後のエドワード懺悔王を葬り、自分の長子をエドワードと命名した。著者クランシーは、ヘンリー三世のこうした矛盾の中に、ノルマン征服以来のイングラントの internationalism と nationalism との葛藤<sup>⑧</sup>の跡を見て本書を結んでいる。

マグナ・カルタに発しシモン・ド・モンフォールの貴族の反乱に到る政治過程は正にイギリス中世史のクライマックスである。それはイギリス固有の制限王政を生み出す揺籃期に当り、そこから、冒頭にも指摘したように、庶民院議会が代議制理念、王国共同体理念とともに発展して議会制発展のサンプルを示し、市民革命後、そうした政治過程が神話化されてアメリカにも輸出され、一九世紀ヴィクトリア時代の大英帝国の繁栄と発展を生み出した一つの国内的、歴史的基礎ともなされた。そういう意味で正にイギリス中世史の見せ場ともなっている。しかしそれは、イギリス中世史の誇るべき見せ場であるだけに、ついイギリス国内における政治過程から追われ勝ちであった。とくに一九世紀から二〇世紀初頭にはそうした傾向が強く見られた。

しかし著者克蘭チーは、それをローマ教皇のマグナ・カルタ否認、その後のローマ教皇庁との外交交渉の中で見ようとした。とくにヘンリー三世幼少期のイングランドは、ローマ教皇庁に委ねられようとした程に教皇庁の保護と支持をうけており、ヘンリー三世は終始ローマ教皇庁に負い目を感じていたといわれるし、また彼の命取りとなったシチリア政策もローマ教皇庁との関係の発展の中から出たもので、それがシモンらの貴族の内乱を呼んだという風に、イギリス一國史をこえた脈絡が追求された点が注目される。同じ歴史事実、歴史過程も、視点を変えることによつて、従来とは異なつた形に見えることがある。その場合より広い視野に立ち、より豊かな視角をそなえることが大切であるが、克蘭チーのこの書は、一一—三世紀におけるイングランドが当時のヨーロッパにどういう位置を占めていたかという広い観点からイギリス中世史を洗い直してみた力作で、その中でいろいろと興味深い視点と解釈を呈示するのに成功していると思われる。

註

- ① 鈴木利章「一九世紀中葉のオックスブリッジ改革と歴史教育—近世的大学から近代的大学へ—」『文化学年報』三号、一九八四年。
- ② M. T. Clanchy, *England and its Rulers, 1066-1272*, Oxford, 1983, pp. 31~2.
- ③ 城戸毅『マグナ・カルタの世紀』東大出版会、一九八〇年。

- ④ 森岡敬一郎「Magna Carta をめぐる二・三の問題」(上・下・統一・統一)『史学』三七卷一、二号(一九六四年)、三九卷四号(一九六七年)、四二卷三号(一九七〇年)。
- ⑤ 小山貞夫『イングランド法の形成と近代の変容』創文社、一九八三年。第二篇「マグナ・カルタの歴史的意義」、第六篇「マグナ・カルタ神話の創造」
- ⑥ 村岡健次「ヴィクトリア時代の政治と社会」ミネルヴァ書房、一九八〇年。
- ⑦ 佐藤伊久男「前期プランタジネット朝の歴史的地位」(吉岡昭彦編『政治権力の史的分析』お茶の水書房、一九八〇年、所収)
- ⑧ 拙稿「アンジュー伯家の興起」関西大学『文学論集』三一巻二号、「アンジュー王朝の成立とアンジュー帝国統治の特色」同論集 三二巻一号。
- ⑨ 拙著『イギリス中世国制史の研究』第七章、関西大学出版広報部、一九七八年。
- ⑩ M. T. Clanchy, op. cit., p. 13.
- ⑪ *ibid.*, p. 14.
- ⑫ *ibid.*, p. 16.
- ⑬ *ibid.*
- ⑭ *ibid.*, pp. 28~9.
- ⑮ *ibid.*, pp. 44~5.
- ⑯ *ibid.*, pp. 97~8.
- ⑰ *ibid.*, p. 241.
- ⑱ *ibid.*, pp. 83~4.
- ⑲ *ibid.*, pp. 86~7.

- ④ *ibid.*, p. 111.  
 ⑤ *ibid.*, p. 116.  
 ⑥ *ibid.*, p. 123.  
 ⑦ *ibid.*, p. 143, and p. 132.  
 ⑧ *ibid.*, p. 145. フリードリヒ一世もフィリップ二世も高権を主張したが、それを實現する手段を欠いていたといわれる。  
 ⑨ *ibid.*, p. 144.  
 ⑩ *ibid.*, p. 151.  
 ⑪ *ibid.*, p. 154~5.  
 ⑫ *ibid.*, p. 158.  
 ⑬ *ibid.*, p. 161.  
 ⑭ *ibid.*, p. 162ff.  
 ⑮ D. C. Douglas, *The Norman Fate*, Berkeley and Los Angeles, 1976, pp.91~3.  
 ⑯ シモン王が Isabella of Angoulême との結婚を通じてポルトガル地方の支配を確保しようとしたが、Lusignans 家の処遇を誤って失敗、Lusignans 家はシモン王の不当をフランス王フィリップ二世に訴え、フィリップ二世がシモン王をフランス王廷に召喚する事態へと発展した。  
 ⑰ M. T. Clanchy, op. cit., pp. 182~5, 189.  
 ⑱ *ibid.*, p. 195.  
 ⑲ *ibid.*, pp. 201~2.  
 ⑳ *ibid.*, p. 205.  
 ㉑ *ibid.*, pp. 208~9, 国王の役人たちは国家の利害をよく守りつづけ、シモン王の死後も、貴族たちがシモン王に負っていた未払

⑳ の負債を Pipe Roll に記録している。  
 ㉑ *ibid.*, pp. 210, 282~3.

（関西大学教授・

関西大学史学・地理学会

昭和58年度収支決算報告書

収 入	1,738,412円
前年度より繰越	248,884円
会 費	1,386,000円
寄付（有坂・蘭田先生）	5,000円
史 泉 売 上	36,750円
レ ジ メ 売 上	21,600円
利 息	16,394円
雑 収 入	23,784円
支 出	1,179,153円
事 務 費	66,560円
史学・地理学会大会費	116,063円
史 泉 58,59号	808,450円
郵 送 料	48,180円
振込用紙ほか印刷代	37,000円
事 務 員 謝 金	102,900円
差引残高	559,259円